

施設及び設備の維持管理に関する業務

点検等名称	点検頻度
建築基準法第 12 条点検 (建築物の点検及び建築設備 (昇降機以外) の点検)	年 1 回
電気設備法定点検  自家発電設備 自家発電設備 (スプリンクラー用)	総合点検 年 1 回 月次点検 月 1 回 月 1 回 月 1 回
空調設備保守点検	年 1 回
給排水衛生設備保守点検	年 1 回
防災設備法定点検	年 1 回
エレベーター保守点検 現地点検	年 1 回 月 1 回
ボイラー保守点検	年 1 回
プール循環浄化装置保守点検	年 2 回 (プール開始前及び終了時)
プール受水槽清掃	年 1 回
プール水質検査 プール期間中	年 1 回 日 2 回
プール簡易専用水道検査	年 1 回
通信設備定期保守点検	年 2 回
ばいじん濃度等測定	年 2 回
汚物処理施設保守点検	月 2 回
衛生給排水用水槽清掃	年 1 回
簡易専用水道検査	年 1 回
害虫駆除	年 2 回
清掃業務 日常清掃業務 定期清掃 (床) 定期清掃 (ガラス) プール清掃	総面積 5,942.35 m <sup>2</sup> 年 3 回 年 6 回 年 1 回